

区長報告第九号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十二年十月十五日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十二年十一月二十五日

港区長 武井雅昭

記

平成二十一年六月十九日議決を得た工事請負契約（港区みなと保健所庁舎改築工事）の契約金額「二十九億三百二十五万円」を「二十九億三千九百六十七万八千七百円」に変更する。